

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b>3 運用型信託会社</b> (中略)</p> <p><b>3－5－1 業務運営状況の評価に関する留意事項</b></p> <p>信託の委託者及び受益者の保護を図るために、運用型信託会社の業務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、運用型信託会社の業務運営状況の評価に当たっては、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、運用型信託会社に求められる上記態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</p> <p>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</p>	<p><b>3 運用型信託会社</b> (中略)</p> <p><b>3－5－1 業務運営状況の評価に関する留意事項</b></p> <p><b>(1) 総論</b></p> <p>信託の委託者及び受益者の保護を図るために、運用型信託会社の業務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、運用型信託会社の業務運営状況の評価に当たっては、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、運用型信託会社に求められる上記態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</p> <p>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</p> <p><b>(2) 厚生年金保険法の規定による信託契約についての留意事項</b></p> <p><u>特に、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 130 条の 2 第 1 項の規定による信託契約（以下「年金信託契約」という。）に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的等について把握し、当該厚生年金基金から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該厚生年金基金に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</u></li> </ul> <p><b>(3) その他の留意事項</b></p> <p><u>規則第 40 条第 9 項に基づき価額等の照合結果を権利者に対して通知するに当たり、社内規則等において、当該権利者が理解できるような方法によって当該照合結果を遅滞なく通知するための手続きを定めているか否かについて検証することとする。</u></p>
(新設)	
(新設)	

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>3－5－2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項          法第28条第1項及び第2項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第29条第1項各号に掲げる取引及び同条第2項の規定に違反する取引が該当するが、忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に当たっては、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。また、信託会社が信託受託者として善管注意義務を十分に果たし得るには、信託受託のための調査・審査・管理が適正に行われている必要があるが、当該調査等の状況の検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと等を確認・検証しているか。</li> <li>・ 信託の利用目的・機能、契約の内容等を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証しているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性及び正味価値を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、受託時の信託元本額の妥当性等を確認・検証しているか。</li> <li>・ 環境リスク等問題のある土地・建物を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況変化を把握するための監視や当該問題の治癒など、必要な方策を講じているか。</li> </ul> <p>(新設)</p>	<p>3－5－2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項          法第28条第1項及び第2項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第29条第1項各号に掲げる取引及び同条第2項の規定に違反する取引が該当するが、忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に当たっては、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。また、信託会社が信託受託者として善管注意義務を十分に果たし得るには、信託受託のための調査・審査・管理が適正に行われている必要があるが、当該調査等の状況の検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと等を確認・検証しているか。</li> <li>・ 信託の利用目的・機能、契約の内容等を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証しているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性及び正味価値を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、受託時の信託元本額の妥当性等を確認・検証しているか。</li> <li>・ 環境リスク等問題のある土地・建物を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況変化を把握するための監視や当該問題の治癒など、必要な方策を講じているか。</li> </ul> <p><u>特に、年金信託契約に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金基金は、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条の15第1項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下「分散投資義務」という。）を踏まえ、厚生年金基金により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を当該厚生年金基金に対して求める等、協議を行っているか。更に、</li> </ul>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に年金信託契約の受託者を辞任することを含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>厚生年金基金により、信託財産の運用に関して運用方法の特定があつた場合、これに応じないための態勢が整備されているか。また、厚生年金基金による運用方法の特定を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。</u></li> <li>・ <u>運用成績の説明等のため、金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業を行う者を帯同して厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘とならないよう適切な態勢が整備されているか。</u></li> <li>・ <u>年金給付等積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。</u></li> </ul>
(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。 (新設)	<p>(注1) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</p> <p>(注2) 受託者は、委託者である厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、受託者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p>
(中略)	(中略)
<b>5 管理型信託会社</b> (中略) <u>5－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u>	<b>5 管理型信託会社</b> (中略) <u>5－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u>
管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3－5（3－5－1を除く。）に記載した事	管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3－5（3－5－1(1)を除く。）に記載した事

**信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>項のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><b>11 信託兼営金融機関関係</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>11-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</b></p> <p>信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第2条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第9条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-5（3-5-1及び3-5-8を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>項のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><b>11 信託兼営金融機関関係</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>11-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</b></p> <p>信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第2条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第9条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-5（3-5-1及び3-5-8を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>(以下略)</p>